

神戸慶友会会則

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会は、慶應義塾大学慶友会「神戸慶友会」(以下、本会という)と称し、事務所を会計役員宅におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦及び学習活動の啓発を目的とする。

(組織)

第3条 本会は、慶應義塾大学通信教育課程の塾生及び塾員(神戸慶友会OB)をもって組織する。

第2章 会員

(資格)

第4条 所定の会費を納入した塾生を正会員とし、塾員を特別会員とする。

(権利及び義務)

第5条 会員は、次の権利及び義務を有する。

- 1 本会が開催する諸行事に参加する権利を有する。
- 2 本会が発行する各種情報を受け取る権利を有する。
- 3 本会の役員を選出及び罷免の権利を有する(特別会員を除く)。
- 4 本会の目的達成のため、積極的に努力するとともに、所定の会費を納入する義務を負う。

(資格の喪失)

第6条 次の各号に該当する者は、会員の資格を喪失する。

- 1 会員が退会を申し出たとき。
- 2 本会の目的に反し、本会の名誉を汚し又は品性を損なう行為があったとき。
- 3 会費を所定の期限までに納入しないとき。

第3章 役員

(構成及び任務)

第7条 本会は、次の役員を正会員の中から選出する。尚、役員の内兼任及び再任を認める。役員には諸活動に要する補助費として、当該年度の年会費相当額を上限とする金額を支給する。

- 1 会長 1名 本会の運営を統括し、本会を代表する。又、本会の役員構成を見直し、臨時に役員を任命する。
- 2 副会長 3名以内 本会内業務を行い、会長を補佐する。又、会長に事故が生じた時は、その任務を代行する。
- 3 会計 1名 本会の財政を管理し、総会にて報告する。
- 4 総務 若干名 機関誌「六甲」の編集発行、各種情報の収集及び連絡並びに記録等を行う。
- 5 会計監査 1名 会計業務について監査を行う。

(会長の義務と権限)

第8条 会長は、総会を開催する義務を負う。また、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。

第9条 会長は本会の運営を円滑に行うため役員会を必要に応じて召集することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、正副会長及び会計(以下三役)を中心に構成し、本会の運営に必要な事項を決定することができる。

第11条 役員会での決定は、次に開かれる総会で承認を得る。

第12条 緊急の運営方針は、会長の判断で役員会を開催し、その賛同を得て決定できる。ただし、事後に例会または総会で報告する。

(任期)

第13条 役員の内任期は、原則として毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。但し、年度途中で選任された役員の内任期は、当該年度の残余期間とする。

第4章 総会及び例会

(総会)

第14条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、原則として年1回、4月に開催する。総会では、次の各号を行う。

- 1 前年度の当会の活動報告及びその承認
- 2 今年度の活動方針の決定
- 3 前年度の会計報告及び会計監査報告
- 4 今年度の役員を選出
- 5 会則の改廃
- 6 その他、会長が必要と判断した事項

(総会の成立及び決議)

第15条 総会は、10名以上の正会員の出席をもって成立することとし、出席者の過半数にて決議を行うこととする。総会に欠席する会員は委任状他の手段を講じることにより、決議に参加できるものとする。委任状は正副会長への書面（電子を含む）で提出できる。

(例会)

第16条 例会は、原則として毎月1回開催する。但し、1月、8月及び講師派遣開催月はその限りではない。例会では、会員相互の親睦及び学習活動の啓発を図るとともに、本会に関する各種連絡を行う。

第5章 会計及び会費

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。

(会計の開示)

第18条 会計帳簿は、本会の会員から開示の請求があった場合、速やかにこれを開示しなければならない。

(会計報告及び会計監査)

第19条 会計及び会計監査は、年度末の総会で報告され、承認を得なければならない。

(会費)

第20条 正会員の会費は、年額2,000円とする。但し、10月1日以降に入会した正会員は、1,000円とする。特別会員は初年度会費を免除とし、2年目以降継続する場合は、年会費を正会員の二分の一とする。

(会費の納入)

第21条 来期の会費は、原則として毎年3月末までに納入するものとする。但し、年度途中に入会した正会員は、その限りではなく、入会の翌月末までに納入するものとする。

(会計書類の保存期間)

第22条 会計書類の保存期間については7年間とする。

第6章 会員名簿

(会員名簿の取り扱いについて)

第23条 会員名簿は本会の活動に関する連絡のみに使用する。

第24条 会が保管する会員本人の情報について本人より開示請求があった場合は適切に対応する。また、特例として会員本人の了承が得られた場合に限り、他会員に情報を開示することができる。

(会員名簿の使用範囲)

第25条 通信教育部の『学生団体活動規約』に基づいて、事務局の要請に従い毎年度ごとの活動報告、会計報告とともに会員名簿を提出する。

第26条 本会の会員名簿は原則として役員(三役)が保持するものとする。ただし、会長・副会長が会の運営上必要と認めた場合に限り、担当する会員は一時的に名簿を保持することが許される。
また、法令に基づき、生命・身体・財産の保護に必要で、本人の同意取得が困難な緊急の場合を除いて、本人の了承なしに第三者への提供は認めない。

(会員名簿の譲渡)

第 27 条 本会は当該名簿の第三者への譲渡および開示を認めない。

第 7 章 附則

(会則の施行)

第 28 条 本会則は、昭和 59 年 10 月 1 日より施行する。

(会則の改正)

第 29 条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を以って、承認されることを要する。

昭和 59 年 10 月 20 日	一部改正
昭和 60 年 9 月 5 日	一部改正
昭和 63 年 10 月 23 日	一部改正
平成 4 年 10 月 11 日	一部改正
平成 8 年 10 月 20 日	一部改正
平成 13 年 10 月 21 日	一部改正
平成 18 年 4 月 21 日	一部改正
平成 21 年 4 月 26 日	一部改正
平成 29 年 5 月 27 日	一部改正
平成 31 年 4 月 14 日	一部改正
令和 3 年 4 月 18 日	一部改正
令和 6 年 4 月 13 日	一部改正